

「一般国道474号三遠南信自動車道 天龍峡PA【飲料自動販売機】入札占用指針」についての質問に対する回答

番号	事項	質問内容	回答
1	1（2）②占用面積 7（4）①占用料	占用料は、自動販売機の設置面積に入札額を乗じて決まるのか、それとも自動販売機の設置面積にかかわらず3.6㎡に入札額を乗じて決まるのか。	占用面積は入札占用指針に記載された面積である3.6㎡となり、1年あたりの占用料の額は入札額に占用面積（3.6㎡）を乗じた額となります。 なお、提出していただく入札占用計画の数量には、3.6㎡と記載してください。
2	1（4）③清掃	ゴミ拾い等の清掃は、自動販売機に起因する空き缶やペットボトルだけでなく、それ以外のゴミ（タバコの吸い殻、紙くず等）も対象として実施することとなるのか。	自動販売機に起因する空き缶やペットボトルだけでなく、それ以外のゴミ（タバコの吸い殻、紙くず等）も対象として清掃していただくこととなりますが、掃き掃除までは求めておりません。
3	1（4）④道路異常等の通報	道路の異常等を発見した場合の道路管理者への緊急通報は、どの範囲を対象として実施すればいいか。	商品の搬入時に通行するルートのうち、一般国道474号（天龍峡PA含む）で異常等を発見した場合に緊急通報していただくこととなります。
4	1（5）認定の有効期間 6 入札占用計画の認定 7 占用許可	入札占用計画の認定期間中は、占用しなければならない義務があるのか。（認定期間中に占用を廃止することはできるのか。）	通常の道路占用と同様、認定期間中であっても占用を廃止することは妨げられません。
5	4（2）質問書	入札占用指針に関する質問書を提出した場合、質問に対する回答はいつなされるのか。	質問書に対する回答が準備でき次第、順次、ホームページに掲載します。
6	6 入札占用計画の認定 7 占用許可	自動販売機を設置をした後に状況によって設置台数を減らすことはできるか。	認定された入札占用計画を真にやむを得ない事情により変更し、占用変更許可を得れば、設置台数を減らすことは可能です。